

たからまちづくり協議会の専決等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、たからまちづくり協議会会長の権限に属する事務の円滑かつ適正な執行を確保するとともに、責任の範囲を明らかにするため、事務の専決及び代決について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 専決 会長の権限に属する事務について意思決定することをいう。
- (2) 代決 会長の権限に属する事務について常時会長に代わって決裁することをいう
- (3) 専決 会長の権限に属する事務について、会長が出張、病気、休暇その他の理由により決裁することができない場合において、あらかじめ認められた範囲内において、一時的に会長に代わって決裁することをいう。

(専決)

第3条 事務局長は、別表に定める事項について専決するものとする。

(専決権の留保)

第4条 決裁事項の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、会長の決裁を受けなければならない。

- (1) 特に異例であると認められるとき、または先例となると認められるとき。
- (2) 法令の解釈上疑義があると認められるとき。
- (3) その他特に重要であると認められるとき。

(専決事項の報告)

第5条 事務局長は、専決した事項のうち特に会長が了知しておく必要があると認められるものについては、速やかにその内容を報告しなければならない。

(代決)

第6条 副会長は、第2条第3号の理由が生じた場合、代決するものとする。

(代決権の留保)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、副会長は、代決することができない。ただし、あらかじめその処理について会長から指示を受けている場合は、この限りでない。

- (1) 第4条各号に掲げる事項に該当するとき。
- (2) 緊急に処理することが適当でないと認められるとき。
- (3) その他代決することが適当でないと認められるとき。

(代決後の処理)

第8条 副会長は、代決した書類に「要後閲」と明記し、速やかに会長の後閲を受けなければならない。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

専決区分	事務局長	備考
1 報酬	専決	
2 給料	専決	
3 手当等	専決	
5 賃金	専決	
8 報償費	専決	
9 旅費	専決	
10 交際費	専決	
11 需用費	20万円未満	
12 役務費	20万円未満	
13 委託料	20万円未満	
14 使用料及び賃借料	20万円未満	
16 原材料費	専決	
18 備品購入費	20万円未満	
19 負担金、補助及び交付金	20万円未満	
25 積立金	20万円未満	
27 公課費	専決	